

議 事 録

会議の名称	笠間市情報公開等審査会議事録		
開催日時	平成29年6月22日（木） 午後2時～		
開催場所	笠間市役所 議会／行政棟 3階会議室（4）	事 務 局	総務部総務課 文書法制G
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由>		傍聴者数 0人
出席者	委員：栗原委員，植崎委員，鶴田委員，海老沢委員 事務局：西山総務課長，池田主査，宇野主幹		
議 題	【報告】情報公開・個人情報保護制度の運用状況について		
議 事 （審議経過及び発言内容）			
<p>1 開 会</p> <p>2 あいさつ あいさつの中で会長が会議の公開を確認した。</p> <p>3 報告案件 情報公開・個人情報保護制度の運用状況について</p> <p>会 長 事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局 （資料に基づき説明）</p> <p>会 長 何か質問等ございますでしょうか。</p> <p>委 員 審議会等の会議の公開について，会議を「非公開」となっているものは，会議そのものが非公開なのでしょうか。案件によって公開できるものもあるのでしょうか。</p> <p>事務局 一覧において「非公開①」と記載している審議会等については，設置の根拠となる条例等において「非公開」である旨を定めております。これは，その会議の性質上公開することが適当でないものであるためです。また，「非公開②及び非公開③」のものについては，扱った案件について，個人に関する情報，法人の利益に関する情報など，情報公開制度上「非公開情報」となる情報が含まれていたため，「非公開」としたものです。</p> <p>委 員 会議の傍聴者はどの程度いるのでしょうか。</p> <p>事務局 このたびの審議会等の調査においては，傍聴者の数をその対象としておりませんでしたので，正確な数字については分からないのですが，あまり多くはないようです。</p> <p>会 長 市で開催されている会議について，しっかりとした周知がされていないように感じます。傍聴者が少ないのは，そのせいもあるのではないのでしょうか。週報に掲載するなど，市民への周知をもっと積極的に行ってください。</p> <p>事務局 各会議の所管課に対して周知します。</p> <p>会 長 その他ございませんか。</p> <p>委 員 情報公開条例に基づく請求及び処理状況の一覧中にある「不服申立」の案件について，その後取り下げられたとのことですが，その経緯について説明をお願いします。</p> <p>事務局 平成28年1月に，公文書公開の請求がございました。請求の内容としましては，ある弁護士事務所が笠間市に対して提出した要請書を公開してほしいというものでした。当該請求について，文書の作成者である弁護士に意見を求め，これをもとに市において「部分</p>			

公開」の決定をいたしました。部分公開とした理由としましては、個人に関する情報及び法人の利益を害する恐れのある情報であることから、決定したものです。

この「部分公開」とした決定について、公文書公開の請求者は、教示に基づき、平成28年4月に不服審査請求をされました。この理由として、請求者は「法人の利益を害する」とした「保護対象となる法人」が、「弁護士事務所」のことと考え、文書の公開が弁護士事務所の利益を害することにはならないと主張していました。

しかしながら、当該文書を「法人の利益を害するものとして非公開」としたこの「法人」とは、弁護士事務所のことではなく、請求者本人の属する企業のことです。

情報公開制度においては、たとえ請求者本人に関する情報であっても、その情報が条例上の非公開事由に該当すれば、公開することはできないこととされています。

すなわち、当該文書に記載されている「請求者の属する企業の利益を害する恐れがあると認められる」ため、公開することはできないとしたものです。

このことを改めて請求者に対して御説明申し上げたところ、御納得を頂き、後日取下げに至ったものです。

委員 わかりました。

会長 他にございませんか。無いようでしたら、私の方から1つ。先程5ページの「審議会等の公開」の説明のなかで、「公の施設指定管理者選定審議会」については、法人の事業に関する情報を取り扱うため非公開としているとの説明でしたが、2ページ中の5番「「笠間市水道料金徴収等業務委託」のプロポーザル方式の入札について」の公開請求について、「公開決定」となっていますが、これは問題なかったのでしょうか。特に、「参加者の業務提案書」について気になります。

委員 業務提案書については、著作権が問題になるケースもありますから、慎重な取扱いが必要になると思われます。事前に了解をもらっていたのでしょうか。

事務局 公開決定については、文書所管課で判断しているため、所管課に確認を行い、後日文書にて御回答申し上げます。

会長 よろしく申し上げます。そのほかございませんか。なければ次に進みます。

4 その他

会長 次に、第の「4 その他」として、報告の内容に関わらず、何か御意見御質問等ございましたら、お願いいたします。

(特になし)

(事務局より法改正に係る制度内容について説明を行う。)

5 閉会